

笛吹市過疎地域持続的発展計画（案）に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

本市では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域持続的発展支援特別措置法」に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」を策定し、過疎対策事業債を活用しながら FUJIYAMA ツインテラスをはじめとする、過疎対策事業に取り組み、芦川町区域の持続的発展を目指してきました。

今般、現行計画が終期を迎えることから、新たに令和8年度を始期とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」を策定し、引き続き芦川町区域の持続的発展を目指すこととしました。

については、「笛吹市過疎地域持続的発展計画（案）」を取りまとめましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和7年12月11日（木）～令和8年1月9日（金）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に、笛吹市役所総合政策部政策課又は芦川支所で、「笛吹市過疎地域持続的発展計画（案）」を閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛メールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

FAX番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-8510 笛吹市石和町市部 777 笛吹市役所政策課政策推進担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所本館2階、政策課政策推進担当又は芦川支所まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 政策推進担当

電話 055-267-8960